

靖国神社公式参拝に関する申し入れ

石原知事は、知事就任翌年から毎年、靖国神社を公式参拝し、今年も終戦記念日の八月一五日に、参拝することを表明しています。

しかし、東京都知事という「公的機関」が、特定の宗教施設である靖国神社への参拝という「宗教的活動」をおこなうことは、信教の自由と政教分離の原則を定めた憲法第二〇条に違反するものであり、認められないものです。このことは、小泉首相の公式参拝を違憲とした今年四月の福岡地方裁判所の判決でも明白です。

しかも、靖国神社は、戦前、当時の陸軍省、海軍省が所管した軍事的宗教施設であつたものであり、戦後、民間の一宗教法人とされたものの、境内には戦争と天皇を賛美する展示品が並べられ、侵略戦争の直接の責任者であるA級戦犯が合祀されるなど、侵略戦争を賛美する宗教施設となっています。この靖国神社を東京都知事として参拝することは、明らかに憲法第二〇条に違反し、東京都が侵略戦争を肯定する立場に立つことを意味することになります。

また、アジア地域での平和と安定が切望されている今日、小泉首相および石原知事が靖国神社を参拝することは、アジア諸国に不信と不安をもたらし、これら諸国との友好と連帯に障害をもたらし危険のつよいものです。

よって、石原知事が、知事として靖国神社の参拝を中止することをつよく求めるものです。

二〇〇四年八月一二日

日本共産党東京都議会議員団

東京都知事 石原慎太郎 殿